

確定申告・市県民税申告が必要な人 申告に必要なもの



「必要な人」に該当していない場合も申告が必要な場合があります。
医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの所得控除は、申告をしないと控除が受けられません。また、申告をしないと所得・課税証明書が発行できないことがあります。

所得税の確定申告が必要な人

- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- 医療費控除、寄附金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除（1年目）などを受ける人
- 土地、建物などを売った人
- 給与の年収が2,000万円を超える人、複数から給与の支払いを受けている人、年末調整した給与所得以外の所得が20万円を超える人
- 公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、還付の申告をすることはできます。また、市県民税の申告は必要な場合があります。

※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告が必要な場合があります。

市県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日時点で瀬戸内市内に住所がある人は原則として、市県民税の申告が必要です。次の要件に該当する人は申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

- 給与所得者で、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円以下の人
※所得税の確定申告は不要ですが、市県民税では所得の多少にかかわらず申告しなければなりません。
- 公的年金等の受給者で、社会保険料控除（国民健康保険税、介護保険料など）、生命保険料控除などの各種控除を受けようとする人（所得税のかからない人）
- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が所得税の所得控除合計金額より少ない人（所得税のかからない人）



令和元年分申告から、申告書を確定申告会場で電子送信した場合に限り、第三者作成書類（生命保険料控除証明書など）の提出は不要となりました。入力した書類は、確認などのため必要となる場合がありますので、ご自宅などで5年間保管をお願いします。

申告に必要なもの（※所得の種類や受ける控除により異なります）

- ☐ 本人確認書類（①②どちらも持参してください）
①本人のマイナンバーを確認できる書類
②記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
 - ☐ 税務署から送付された申告書や「確定申告のお知らせ」はがき
 - ☐ 給与、雑所得（公的年金や個人年金など）、一時所得（生命保険料や損害保険の満期など）、配当所得などの源泉徴収票や支払調書
 - ☐ 営業、農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書（事前に記入するなどの準備をしてください）
 - ☐ 国民年金保険料や国民年金基金の掛け金の控除証明書など納付額が分かるもの（日本年金機構から事前に送付される「国民年金保険料控除証明書」など）
 - ☐ 生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - ☐ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書（あらかじめ、ご自宅などで作成をお願いします。明細書に記載した領収書は、自宅で5年間保管してください）
 - ☐ 寄附金控除を受ける人は、寄附金控除証明書
 - ☐ 税の還付を受ける人は、本人の預金口座が分かるもの
 - ☐ 身体障害者手帳や療育手帳など
 - ☐ 国民健康保険税、任意継続健康保険料、介護保険料などの控除証明書等納付額が分かるもの
 - ☐ e-Tax を利用したことがある人は利用者識別番号が分かるもの
- ※初めて「住宅借入金等特別控除」を受ける人、青色申告、消費税（地方消費税）申告、過年分の所得税の申告、譲渡所得申告、本人死亡の場合の申告をする人は税務署にお問い合わせください。

令和6年分所得税・市県民税の申告をお願いします

2月17日（月）～3月17日（月）

【申告相談会場地区別日程表】

▷相談受付時間 午前9時～正午、午後1～4時

※混雑状況などによって受付終了時間を早める場合があります。

※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

開催日	地区	会場
2月	17日（月）	服部
	18日（火）	福岡
	19日（水）	福里・土師
	20日（木）	東須恵・西須恵・飯井・牛文・磯上
	21日（金）	八日市・長船
	25日（火）	鹿忍・千手
	26日（水）	牛窓
	27日（木）	長浜
3月	28日（金）	福谷・虫明
	3日（月）	上笠加・下笠加・箕輪・北池
	4日（火）	大富・福山・向山・北島
	5日（水）	尻海・庄田
	6日（木）	東谷・豊原・大窪
	7日（金）	尾張・山手・豊安
	10日（月）	山田庄
	11日（火）	本庄・上山田・下山田
	12日（水）	豆田・福元・百田・宗三・福中
	13日（木）	地区指定なし
	14日（金）	地区指定なし
	17日（月）	地区指定なし

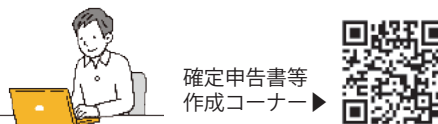
市の申告相談について

市では、所得税と市県民税の申告相談会場を地区別に設けます。申告相談を希望する人は、申告相談会場地区別日程表を確認の上、必要な書類を準備して会場にお越しください。



国税庁ホームページの利用をおすすめします

申告書の作成は、自動計算が可能で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



作成した申告書の提出のみの場合は、税務課、各支所、出張所でも受け付けます。
※ e-Tax 入力端末は市の申告相談会場には設置していません。

市外での申告相談会場のご案内

市外申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です

混雑緩和のため、市外申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は①会場での当日配付、②国税庁 LINE 公式アカウントを通じたオンライン事前発行のいずれかで入手できます。

▷相談日時 2月17日（月）～3月17日（月）午前9時～午後5時（受付時間 午前8時30分～午後4時）

▷会場 西大寺税務署（岡山市東区西大寺中2-24-13）

ママカリフォーラム（岡山市北区駅元町14-1）

※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※土・日・祝日は申告相談を行いませんが、3月2日（日）に限り、ママカリフォーラムで申告相談を行います。

岡西大寺税務署 ☎086-942-3815
（音声ガイダンスに従い、ダイヤルしてください）

友だち追加は
こちらから▶
国税庁 LINE
公式アカウント



市の会場では、
以下の相談を
お受けできません



- ・青色申告
- ・消費税及び地方消費税の申告
- ・過年分の所得税の申告
- ・住宅借入金等特別控除の申告
- ・株式・土地等の譲渡所得の申告
- ・本人死亡の場合の申告

※上記については、西大寺税務署またはママカリフォーラムの会場でお受けください。